

栃木県社会福祉協議会 活動推進計画 (第2期)

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

はじめに

本会では、平成13年度に「栃木県社会福祉協議会活動指針」を、平成17年度に「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第1期）」を策定し、県民の皆様や関係機関と連携を図りながら、各種事業を展開し、地域福祉の推進に取り組んで参りました。

その間も、地域における福祉課題の多様化や複雑化が進むなど、地域福祉をめぐる状況は大きく変化し、地域福祉を推進する中核的存在として社会福祉協議会への期待はますます大きくなっております。

このような中で、第1期計画期間の終了に当たり、同計画に掲げた基本理念、基本方針を踏襲しつつ、近年の社会経済情勢の変化や、それに伴う新たな課題に対応し、計画的・総合的に地域福祉の推進を図るため、これからの地域福祉活動の基本方針となる「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第2期）」を策定することといたしました。

策定に当たっては、これまで取り組んできた事業の成果や実績を踏まえながら、保健、福祉、医療などの各分野にわたる有識者で構成する栃木県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会で御協議をいただいたほか、会員をはじめ広く県民の皆様の御意見を伺うためにパブリックコメントを実施いたしました。

この計画では、「総合的なネットワークの形成」「当事者の視点」「情報発信」の3つを基本に据え、毎年事業の進捗状況を確認しながら計画を推進することとしています。

今後は、この計画に基づき、共に支え合い、心豊かな福祉社会を築いていくために、県民の皆様や関係機関と一体となって地域福祉の推進に取り組んで参りますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に御協力をいただきました栃木県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
会長 高松 征雄

本文中、「県社協」は栃木県社会福祉協議会、「市町社協」は栃木県内の市町社会福祉協議会を指します。

Contents

■第1章 策定に当たって

計画策定の趣旨	2
計画の性格と位置付け	2
計画期間と進行管理	2

■第2章 基本的な考え方

基本理念	4
基本方針	4

■第3章 推進目標と推進方策

体系図	6
推進目標Ⅰ 県民参加型の地域福祉の推進	
1 地域福祉への関心・理解の促進	8
2 ボランティア・市民活動の振興・支援	10
3 福祉教育の推進	12
4 民生委員・児童委員活動との協働	14
5 障害者の社会参加の促進	16
6 福祉拠点における活動の充実	18
推進目標Ⅱ 市町社協活動の推進・支援	
1 市町社協の基盤強化と事業への支援	20
推進目標Ⅲ 福祉サービス利用者のための支援の強化	
1 福祉サービス利用者の権利擁護の充実	22
2 成年後見制度の活用促進	24
3 福祉サービス運営適正化の推進	26
4 福祉サービスの質の向上の支援	28

Contents

推進目標Ⅳ 福祉人材の確保と育成

- 1 福祉人材の確保と定着 30
- 2 福祉従事者の研修の充実 32

推進目標Ⅴ 貸付事業等による自立支援の推進

- 1 貸付事業等による自立支援 34

推進目標Ⅵ 社会福祉事業経営者等への支援

- 1 社会福祉施設経営支援・団体支援 36

推進目標Ⅶ 県社協の組織活動の強化

- 1 組織体制の充実 38
- 2 運営基盤の強化 40
- 3 経営の透明性の確保 42

■ 参考

- 用語解説 46
- 栃木県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱 48
- 栃木県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会委員名簿 49
- 開催経過 49

第1章 策定に当たって

活動推進計画（第2期）

◆計画策定の趣旨

近年、わが国では、少子高齢化や核家族化の急激な進行、地域社会における人間関係の希薄化、長引く不況による経済的格差の拡大等により、様々な福祉課題が生じており、高齢者や障害者、児童・生徒、生活困窮者等のセーフティネットとして、地域福祉の推進に重点をおいた新たな福祉基盤の構築が求められています。

平成22年3月に栃木県が策定した『栃木県地域福祉支援計画（第2期）』では、県社協を「広域的に地域福祉を推進する中核的な機関」として位置付け、活動の一層の充実を求めるとともに、関係機関が相互に連携を取りながら活動を支援としています。

このような中で、平成17年度に策定した「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第1期）」に掲げた基本理念、基本方針を踏襲しつつ、近年の社会経済情勢の変化や、それに伴う新たな課題に対応し、計画的・総合的に地域福祉の推進を図るため、これからの地域福祉活動の基本方針となる「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第2期）」を策定します。

◆計画の性格と位置付け

この計画は、県社協が目指す目標と役割、取り組むべき課題と対応策（事業）を明らかにするものであり、会員はもとより、広く県民の参画を得ながら、関係機関との協働のもと、地域福祉を総合的に推進するための計画です。

また、『栃木県地域福祉支援計画』をはじめとする、県の諸計画との連携にも留意します。

◆計画期間と進行管理

平成23年4月から平成28年3月までの5か年としますが、社会情勢の変化等を勘案しながら、必要に応じて見直しをすることとします。

また、計画の進捗状況について毎年、点検・評価を行い、公表します。

第2章 基本的な考え方

活動推進計画（第2期）

基本理念

明るく活力あふれる地域づくり ～共に支え合い、心豊かな福祉社会を築く～

栃木県社会福祉協議会は、すべての県民が住み慣れた地域社会で生きがいを持ち、ノーマライゼーションの心を育み、人の尊厳を重視した自己決定を尊重し合いながら、共に助け合う、明るく活力あふれる地域づくりを目指します。

このため、福祉ニーズの把握に努めるとともに、多くの人々がボランティア活動等を通して福祉への関心を深め、自ら積極的に地域福祉活動に参画する、心豊かな福祉社会づくりに向けて、住民や関係機関、団体等と連携を図り、総合的なネットワークづくりを推進します。

基本方針

- ◆ 福祉のまちづくりのための総合的なネットワークの形成
- ◆ 当事者の視点に立った地域福祉活動の推進
- ◆ 福祉活動を支えるためのきめ細かな情報発信

第3章 推進目標と推進方策

活動推進計画（第2期）

I 県民参加型の地域福祉の推進

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現するには、住民自らが地域における様々な福祉課題に取り組んでいくことが必要です。様々な福祉情報をタイムリーに提供しながら、住民はもとより市町社協や民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、企業、学校などとの連携・協働を図り、地域福祉を推進します。

II 市町社協活動の推進・支援

市町社協の持つ様々な機能を十分に生かしながら、これまでの公的制度や仕組みでは対応できない課題に対しても柔軟な取組ができるよう、職員の専門性の向上をはじめ、組織運営や事業の推進についてきめ細かな支援を行っていきます。

III 福祉サービス利用者のための支援の強化

福祉サービス利用者の尊厳と権利擁護の視点に立ち、利用者本位のサービスが適切に提供されるよう支援するとともに、関係機関との連携を図り、福祉サービスの質の向上と利用者への適切な情報提供に努めます。

IV 福祉人材の確保と育成

福祉分野における労働力需要は、今後着実に増え続けることから、福祉事業者等が質の高いサービスを継続的に提供していけるよう、サービスを担う人材の確保と、その資質の向上を同時に推進していきます。

V 貸付事業等による自立支援の推進

低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対する資金の貸付等により、市町社協や民生委員等の関係機関と連携し、きめ細かな個別支援体制を充実して対象者（世帯）の自立を支援します。

VI 社会福祉事業経営者等への支援

福祉サービスへの多様な事業主体の参入が行われる中、社会福祉法人・施設の適正な経営を図るため、法務、人事・労務管理、会計など、経営全般にわたる相談・支援に努めるほか、社会福祉施設団体が自主的に活動できるよう支援します。

VII 県社協の組織活動の強化

業務が多様化、専門化する今、市町社協をはじめ社会福祉施設、関係団体などの会員と県民の参加をさらに促進し、機能的で効果的な事業展開が行えるよう組織基盤の強化に取り組みます。

推進方策

推進項目

1. 地域福祉への関心・理解の促進	(1) 各種広報媒体による情報提供・情報発信 (2) 福祉関係資料の整備と利用の促進
2. ボランティア・市民活動の振興・支援	(1) 社協ボランティアセンターの充実 (2) ボランティア・市民活動の環境整備 (3) 関係機関・団体との連携及び支援
3. 福祉教育の推進	(1) 福祉教育プログラムの開発・推進 (2) 学習機会の提供 (3) 福祉教育推進の基盤整備
4. 民生委員・児童委員活動との協働	(1) 県民生委員児童委員協議会との連携・協働 (2) 民生委員・児童委員活動の充実支援
5. 障害者の社会参加の促進	(1) とちぎ視聴覚障害者情報センター（点字図書館・聴覚障害者情報提供施設）の充実 (2) とちぎセルフセンターへの支援 (3) 障害者団体等との連携及び支援
6. 福祉拠点における活動の充実	(1) とちぎ福祉プラザの円滑な運営
1. 市町社協の基盤強化と事業への支援	(1) 市町社協の運営基盤強化 (2) 市町社協の事業充実に向けた支援 (3) 活動促進のための調査・研修 (4) 関係団体との連携及び支援
1. 福祉サービス利用者の権利擁護の充実	(1) 福祉サービス利用援助事業の推進 (2) 事業従事者の資質の向上 (3) 事業実施体制の充実強化
2. 成年後見制度の活用促進	(1) 成年後見制度にかかる啓発・相談の充実 (2) 相談支援機関における取組の強化 (3) 関係機関との連携体制の構築
3. 福祉サービス運営適正化の推進	(1) 福祉サービスにおける苦情対応の充実 (2) 日常生活自立支援事業の適正な運営の確保
4. 福祉サービスの質の向上の支援	(1) とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構の充実 (2) 地域密着型サービス外部評価事業の推進
1. 福祉人材の確保と定着	(1) 福祉人材の参入促進 (2) 就労への支援と人材確保の促進 (3) 職場定着への支援
2. 福祉従事者の研修の充実	(1) 専門研修の充実 (2) 独自研修の充実
1. 貸付事業等による自立支援	(1) 生活福祉資金貸付事業等の推進 (2) 交付事業による自立支援
1. 社会福祉施設経営支援・団体支援	(1) 福祉施設経営指導事業の実施 (2) 社会福祉施設経営者協議会への支援 (3) 社会福祉施設団体への支援
1. 組織体制の充実	(1) 理事会・評議員会等機能の強化 (2) 事務局体制の強化 (3) 職員の資質の向上 (4) 危機管理体制の強化
2. 運営基盤の強化	(1) 会員確保の促進 (2) 財源の確保
3. 経営の透明性の確保	(1) 情報公開の推進 (2) 個人情報保護体制の推進 (3) 苦情への適正な対応



地域福祉への関心・理解の促進

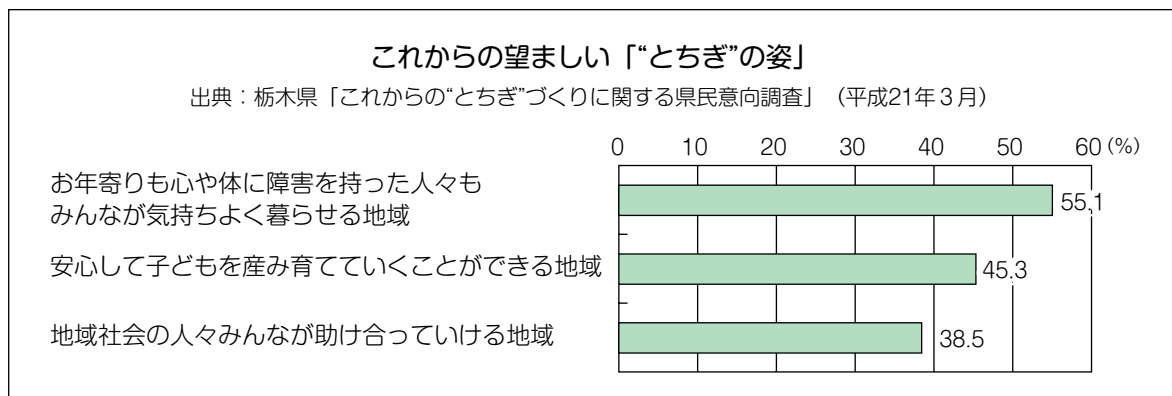
❖ 現状と課題

誰もが安心して暮らせるまちづくりには、福祉関係機関・団体が相互に連携を図りながら、それぞれの取組を進めることはもちろんのこと、地域住民相互の助け合いや支え合いの活動が不可欠です。そのためには、多くの住民が地域福祉に対する理解を深めることができるよう、県社協に集約される福祉に関する様々な情報を、多様な媒体を通して、対象者に応じた形で迅速かつ的確に提供していくことが必要です。

現在、県社協では、広報紙「ふくしとちぎ」の発行により、県内外の福祉情報を提供するとともに、福祉人材・研修センターやとちぎ視聴覚障害者情報センターなどが利用者に役立つ情報を独自に編集し提供するほか、ホームページ（とちぎ福祉ナビゲーション）により、事業内容やイベント情報、災害関連の情報提供などを行っています。今後とも高まる県民の福祉意識を具体的な活動へつなげるため、より広範で県民の視点に立った福祉情報の提供や発信が求められます。

❖ 推進項目

1. 各種広報媒体による情報提供・情報発信
2. 福祉関係資料の整備と利用の促進



❖ 取り組みの方向

1. 各種広報媒体による情報提供・情報発信

- ◆ ホームページ（とちぎ福祉ナビゲーション）や広報紙「ふくしとちぎ」により、県民の福祉ニーズに的確に対応した情報提供に努めます。
- ◆ 「福祉人材・研修センターニュース」や視聴覚障害者情報センターの「eだより」などにより、対象者に応じたきめ細かな情報提供を行います。

2. 福祉関係資料の整備と利用の促進

- ◆ とちぎ福祉プラザ1階福祉情報コーナーの充実に努めるとともに、福祉関係図書とビデオの閲覧・貸出しを行います。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
とちぎ福祉ナビゲーションへのアクセス数	50,000件	51,000件	52,000件	53,000件	54,000件
広報紙「ふくしとちぎ」の発行	年6回発行	→			



推進方策
2

ボランティア・市民活動の振興・支援

❖ 現状と課題

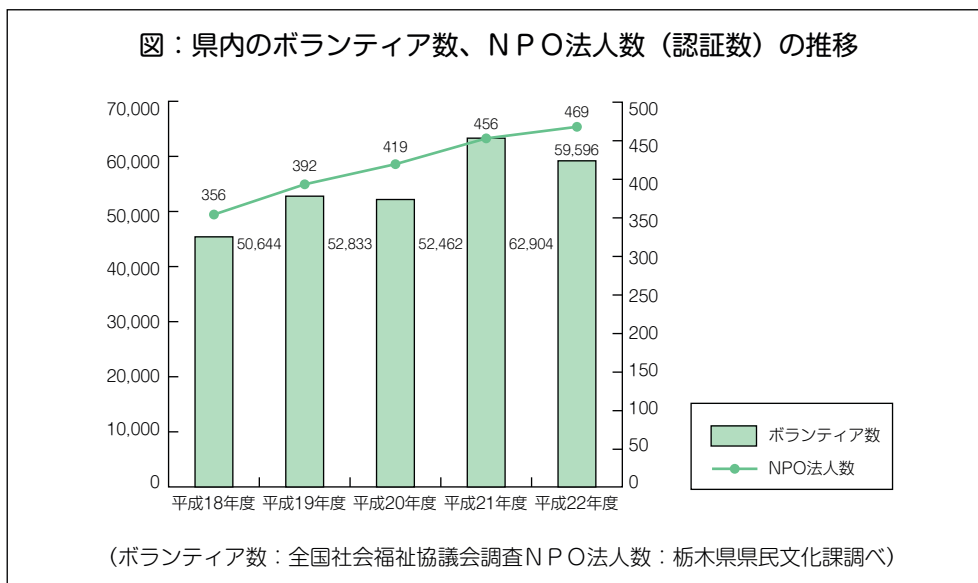
ボランティア・市民活動は、社会教育、環境保全など活動分野の広がりとともに、その活動組織も、年々増加する特定非営利活動法人（NPO法人）など様々であり、また、活動地域も複数の市町や県全域を活動領域とするボランティアグループも多くなってきています。

多様化するボランティア・市民活動に対応するため県域のボランティアセンターとして、ボランティアグループの組織化、資金調達、人材育成などの支援や協働促進のためのプラットフォーム*づくりなど支援機能を充実していく必要があります。

また、住民に最も身近な市町社協ボランティアセンターへの支援を通じてボランティア・市民活動の推進を図っていくことが必要です。

❖ 推進項目

1. 社協ボランティアセンターの充実
2. ボランティア・市民活動の環境整備
3. 関係機関・団体との連携及び支援



❖ 取り組みの方向

1. 社協ボランティアセンターの充実

- ◆ 県域のボランティアセンターとして、県内市町社協、ボランティア団体、NPO等の広域活動団体、企業・労働組合、大学・学校と連携し、県内のボランティア・市民活動の振興を図ります。また、とちぎ福祉プラザ内ボランティアルームの情報発信・相談支援機能の充実に努めます。
- ◆ 市町社協職員で構成される研究会において、ボランティア・市民活動の新たな推進方策について研究・協議し、市町社協ボランティアセンターの充実・強化を支援します。

2. ボランティア・市民活動の環境整備

- ◆ ボランティア活動や市民活動に関する様々な情報、助成情報などを社協の全国的なネットワークを活用して収集発信し、活動の推進を図るほか、支援したい人とそれらを求める団体との仲介・相談を行います。
- ◆ ボランティア活動や市民活動の窓口となるボランティアコーディネーターを育成するとともに、福祉施設のボランティア受け入れ担当者や企業・労働組合の社会貢献活動担当者等への研修機会を提供するなど環境整備を図ります。

3. 関係機関・団体との連携及び支援

- ◆ 災害時の支援など、広域で取り組むことが有効な課題等についてボランティア連絡協議会や企業等との協働を図りながらプラットフォームづくりや研修機会の提供などの支援に努めます。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
ボランティアルーム利用数 (電話・来訪・ミーティングスペース利用)	1,800人	1,900人	2,000人	2,100人	2,200人
ボランティアコーディネーター研修受講率 (受講社協数/社協数 %)	70%	80%	90%	100%	100%
県内のボランティア活動者数 (社協が把握する活動者数)	60,000人	61,000人	62,000人	63,000人	64,000人



福祉教育の推進

❖ 現状と課題

住民参加による地域福祉推進のためには、住民がより福祉に関心を持ち、住みよいまちにするにはどうしたらよいかを学習する機会をつくることが重要です。これまで福祉教育は、学校における教育とともに、「福祉教育地域指定事業（“小地域で考える”福祉教育推進モデル事業）」を中心に、地域での様々な生活課題を学習素材として学ぶことを目指して取り組んできましたが、こうした取組を県内全域において進めていく必要があります。

また、福祉教育を効果的に進めるためには、学校、社協、関係者が協働し、地域の中に福祉教育の推進基盤を整備したり、地域における福祉教育の担い手となる人材を養成したりすることが求められます。

❖ 推進項目

1. 福祉教育プログラムの開発・推進
2. 学習機会の提供
3. 福祉教育推進の基盤整備

❖ 取り組みの方向

1. 福祉教育プログラムの開発・推進

- ◆市町社協、学校、ボランティア団体、当事者等と協議しながら、地域での様々な生活課題を題材として子どもたちや地域住民が学ぶことのできる福祉教育プログラムの開発に取り組みます。
- ◆福祉教育を効果的に行うため、社協職員や教員等が活用できる手引きを作成し、市町社協や学校における福祉教育が効果的に推進できるように支援します。

2. 学習機会の提供

- ◆学童・生徒のボランティア活動普及啓発事業（“小地域で考える”福祉教育推進モデル事業）などにより、子どもたちの福祉の学びを支援する取組を進めます。
- ◆市町社協や各種機関が実施する福祉講演会や体験講座など、福祉に関する学習機会の開催を支援するとともに、その情報を広く県民に提供します。
- ◆社会人福祉活動体験事業や教員、ボランティアなど福祉教育関係者、協力者等を対象に福祉教育推進セミナー等を開催し、地域における福祉教育推進体制が構築できるよう支援します。

3. 福祉教育推進の基盤整備

- ◆社協や福祉関係者、教育関係者、ボランティア団体など地域の関係者による連絡会や協議を通して、福祉教育の目的を共有し、体系的に効果的な福祉教育を推進する基盤の構築を目指します。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
福祉教育プログラムの開発	開発				
手引きの作成・活用	作成・活用	活用			見直し
福祉教育推進モデル地域の指定	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
福祉教育推進セミナー、福祉教育支援ボランティア養成講座参加者数	60人	65人	70人	75人	80人

推進方策
4

民生委員・児童委員活動との協働

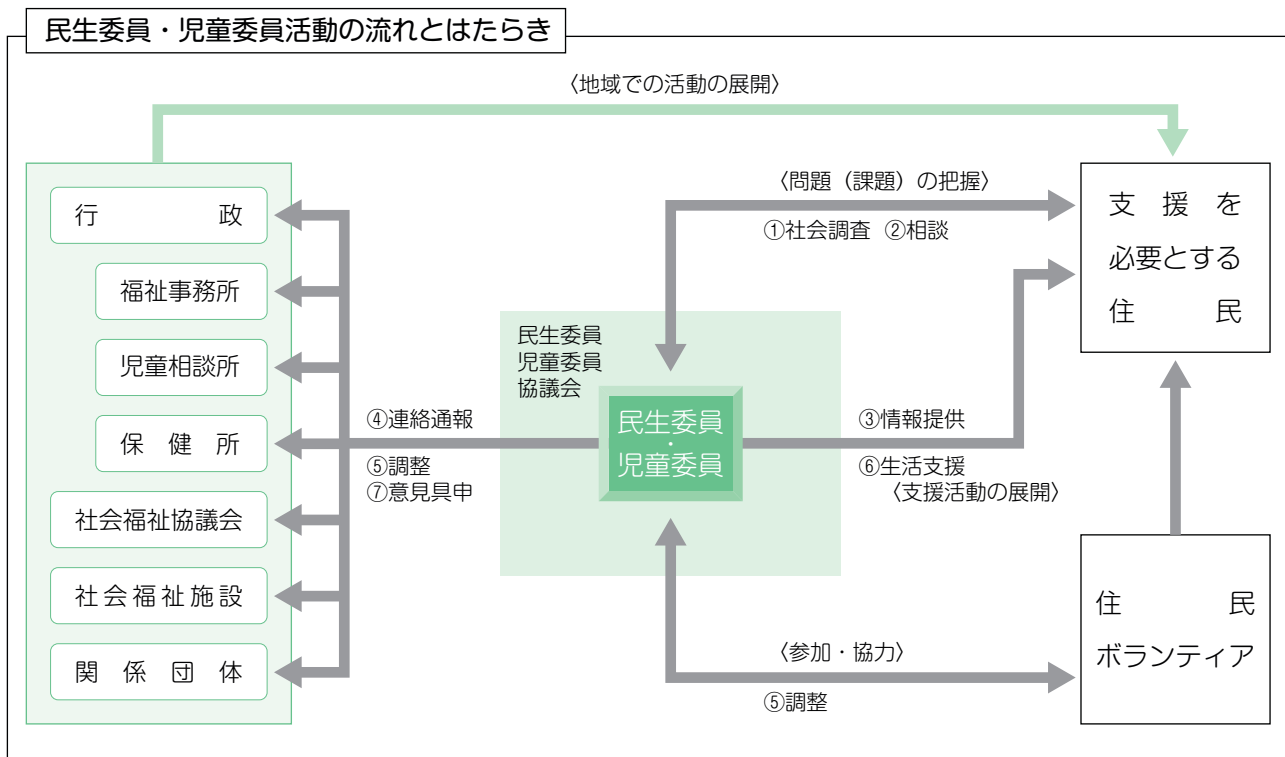
❖ 現状と課題

民生委員・児童委員は、地域住民に対する相談活動や、一人暮らし高齢者・高齢者世帯への訪問活動等住民の立場に立った援助活動を幅広く行っています。

こうした活動を通して地域住民の福祉ニーズを早期に発見し、社協や行政、様々な機関等と協力しながら課題解決に取り組むなど、その役割に対する期待は一層高まっています。より効果的な活動が行えるよう、研修会の実施や情報提供をはじめ、民生委員・児童委員から集められた情報をもとに、共通的な課題について新たな対応策を研究することなども求められています。

❖ 推進項目

1. 県民生委員児童委員協議会との連携・協働
2. 民生委員・児童委員活動の充実支援



❖ 取り組みの方向

1. 県民生委員児童委員協議会との連携・協働

- ◆各種会議、県民生委員児童委員大会等への参加などにより連携を図るとともに、民生委員・児童委員活動への支援方策（各種研修内容等）を検討するため連絡会議などを開催し、県民生委員児童委員協議会との協働を推進します。

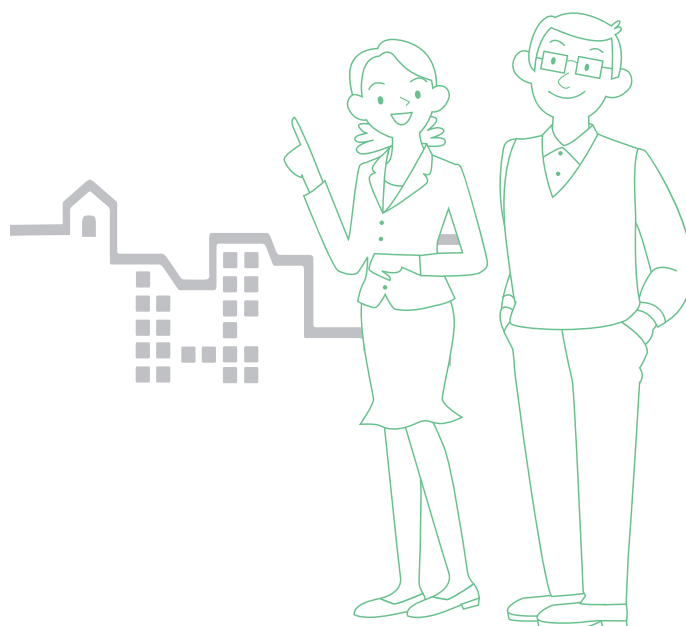
2. 民生委員・児童委員活動の充実支援

- ◆各種研修会（会長、中堅、新任）の開催を通して民生委員・児童委員の知識向上とスキルアップへの支援を行うことにより民生委員・児童委員活動の充実を支援します。
- ◆全国民生委員互助共励事業を活用し単位民生委員児童委員協議会に助成金を交付するとともに、情報の提供や訪問等による関わりを強化し、社会課題に即した活動が行えるよう支援します。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
中堅民生委員児童委員研修会 開催回数 (受講率)	3回 (40%)	3回 (80%)	2回※ (100%)	3回 (40%)	3回 (80%)

※平成25年度については、一斉改選の年にあたるため、中堅研修は2回、新任研修は、開催しない。



推進方策
5

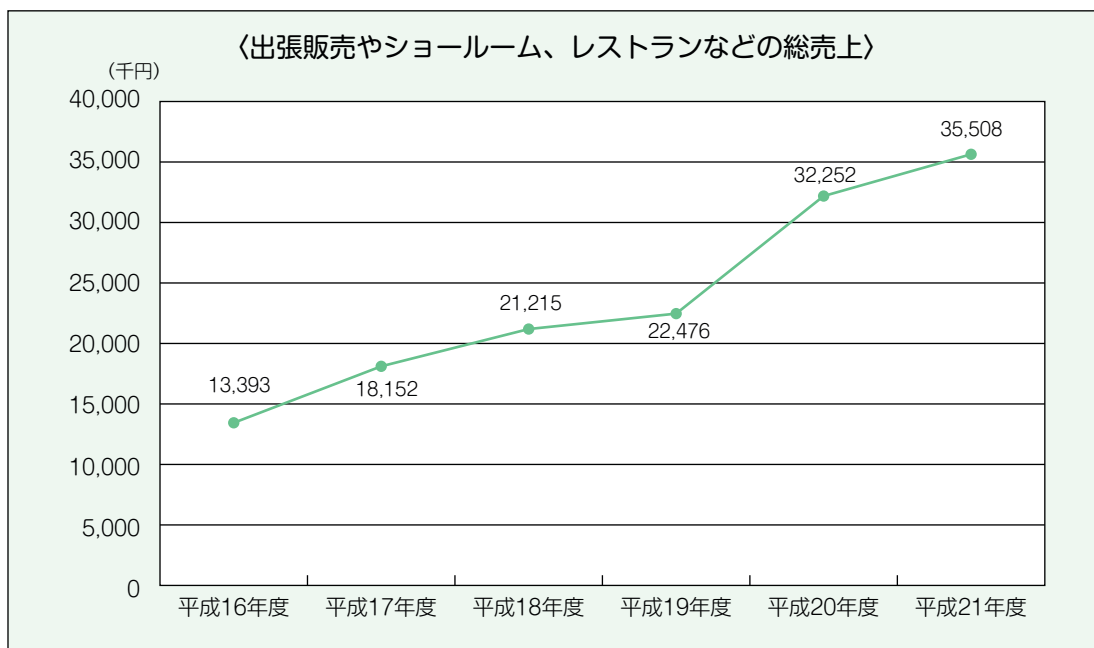
障害者の社会参加の促進

❖ 現状と課題

障害者が安心して地域で自立した生活を送れるような環境づくりを進めるため、現在の障害者自立支援法に代わる新たな制度の検討が進められています。県社協では県からの委託により「とちぎ視聴覚障害者情報センター」を運営するとともに、「とちぎセルフセンター[※]」への支援、障害者団体等との連携などを行っていますが、障害を持つ方などがより安心して生活ができるよう、障害者や家族・支援者等の声を反映するなど、さらに充実した事業の展開が求められています。

❖ 推進項目

1. とちぎ視聴覚障害者情報センター（点字図書館・聴覚障害者情報提供施設）の充実
2. とちぎセルフセンターへの支援
3. 障害者団体等との連携及び支援



(とちぎセルフセンター調べ)

※「とちぎセルフセンター」は、従来の「栃木県授産事業振興センター」が、平成23年4月に名称変更したものです。

❖ 取り組みの方向

- とちぎ視聴覚障害者情報センター（点字図書館・聴覚障害者情報提供施設）の充実
 - ◆視聴覚障害者に対して各種の情報提供や相談、コミュニケーション支援を行うとともに、点字図書・録音図書・字幕（手話）入りビデオの貸出及び手話通訳者・要約筆記奉仕員の養成等の充実を図ります。
- とちぎセルフセンターへの支援
 - ◆とちぎセルフセンター製品の共同受注及び受注拡大、販路拡大、技術向上、商品開発などの各種事業を支援し、県内障害者就労支援事業所の運営基盤の強化を図ります。
- 障害者団体等との連携及び支援
 - ◆栃木県障害者文化祭実行委員会や栃木県障害者スポーツ協会との連携により、障害者の文化活動やスポーツ活動を促進します。
 - ◆障害者団体の意見をもとに県に対する政策要望等を行うとともに、各種事業により障害者の活動を支援します。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
点字図書館、字幕（手話）入りビデオライブラリーの充実	点字図書タイトル 9,300冊	9,600冊	9,900冊	10,200冊	10,500冊
障害者情報機器技術習得研修会の開催 （パソコン教室）	実施	→			
手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成・派遣支援の実施	手話通訳者養成講習会 受講者90名 要約筆記奉仕員養成講習会 受講者40名 手話通訳者・要約筆記奉仕員 派遣支援600件	→			
聴覚障害者相談の実施	相談件数65件	→			
とちぎセルフセンターへの支援総売上額	43,000千円	47,000千円	52,000千円	57,000千円	63,000千円

推進方策
6

福祉拠点における活動の充実

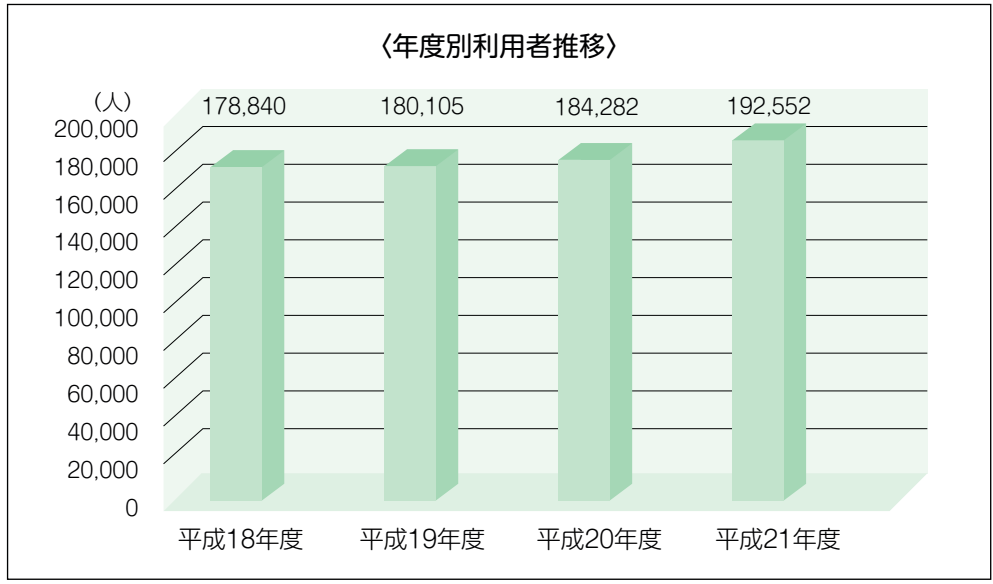
❖ 現状と課題

とちぎ福祉プラザは、障害者をはじめとする県民の交流や福祉・文化活動の県域拠点として、県民が共に支え合う地域社会をつくる原動力となることを目指しています。

前期（平成18年～平成20年）に引き続き今期（平成21年～平成25年）も指定管理者の指定を受けて、利用率向上に努めているところですが、なお一層の管理運営の効率化や福祉活動拠点施設に相応しい利用者へのサービス向上が求められています。

❖ 推進項目

1. とちぎ福祉プラザの円滑な運営



〈平成21年度 福祉プラザ利用状況〉

- 入居団体数…30団体
- 利用者数…192,552人
- 開館日数…333日

❖ 取り組みの方向

1. とちぎ福祉プラザの円滑な運営

- ◆入居団体に構成する管理運営協議会を開催するほか、利用者のアンケート調査を実施し、入居団体や利用者の意見を反映した適切な管理運営に努めます。
- ◆見学者の受け入れやバリアフリー体験・啓発を行うなど、福祉活動拠点施設としてのPRに努めます。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
とちぎ福祉プラザ管理運営・貸館業務	利用者数 200,000人	利用者数 205,000人	指定管理者制度 による管理運営 利用者数 210,000人		



推進方策
1

市町社協の基盤強化と事業への支援

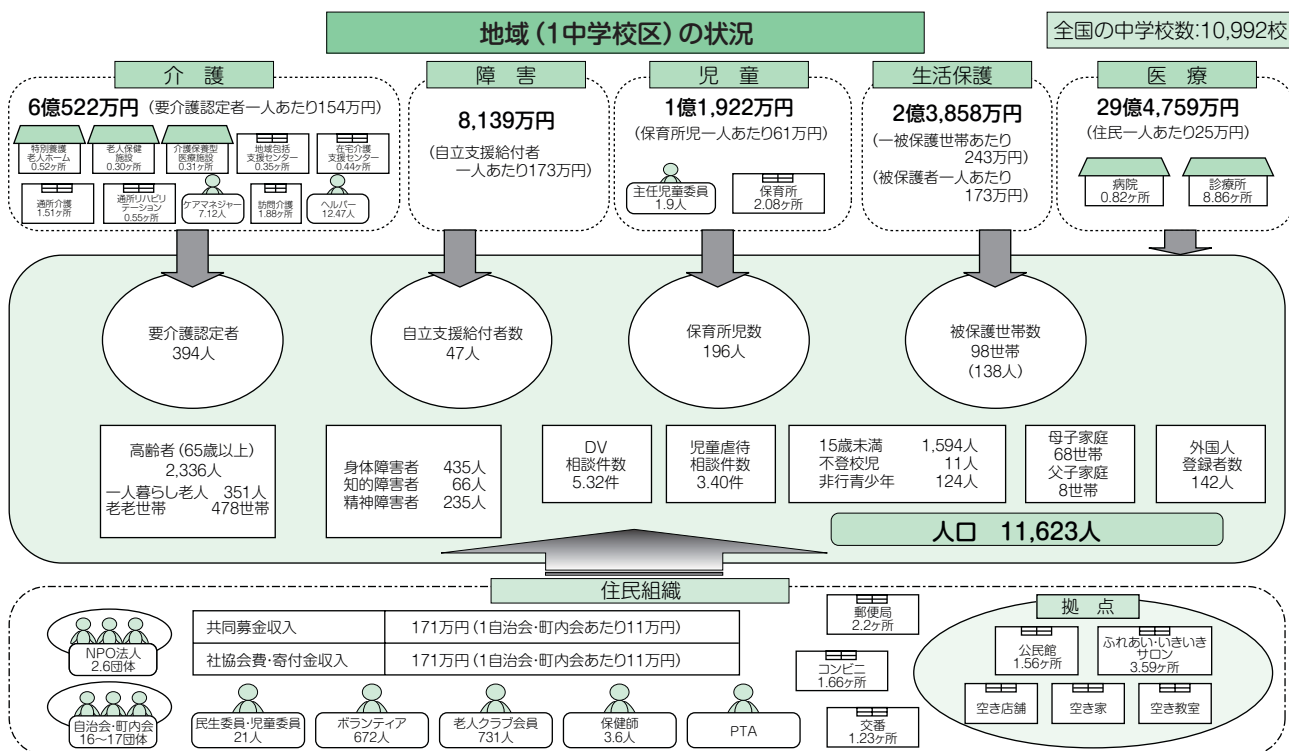
現状と課題

少子高齢化の急速な進行や経済・雇用環境の悪化、地域社会の変容などを背景に、地域では多様な福祉課題が生まれています。一方、介護保険制度に代表されるように、社会保障、社会福祉制度の新たな転換期を迎えているとともに、国の補助金制度の変化や自治体財政の逼迫、他の民間団体の積極的な地域展開などを背景に、自治体と社協との関係にも市町によって様々な変化が見え始めるなど、社協の存在意義が大きく問われる時期にきています。

このような中、市町社協には、住民主体による地域福祉推進の中核的組織としての役割を果たすことが強く求められています。市町社協と県社協が一体となって、これからの地域福祉の充実を図るため、各市町社協のニーズに即した支援をする必要があります。

推進項目

1. 市町社協の運営基盤強化
2. 市町社協の事業充実
3. 活動促進のための調査・研究
4. 関係団体との連携及び支援



(注) 1中学校区あたりの対象別費用及び一人(世帯)あたり平均の額については、一定の考え方による推計値である。

厚生労働省(2008)『これからの地域福祉のあり方に関する研究会』報告書より*

※ 1中学校区の平均的な介護、障害、児童、生活保護、医療の対象別費用、人数などの状況とこれらを支える住民組織などの社会資源の状況などを図示したもので、地域福祉活動の小地域のイメージ理解と関係者が自らの地域を考える参考として引用したものです。

❖ 取り組みの方向

1. 市町村社協活動の運営基盤強化

- ◆ 栃木県地域福祉振興基金（栃の実基金）*の活用や個別訪問支援、情報提供などにより、市町村社協地域福祉活動計画*の策定を支援し、策定率の向上を目指します。
- ◆ 福祉活動の基盤となる地区社協等の活性化や見守り活動など小地域福祉活動*の積極的な展開を図るため活動推進マニュアルや事例集の作成などを内容とした『コミュニティワーク*推進アクションプラン（仮称）』を策定し、その推進に努めます。
- ◆ 市町村社協役員研修体系に基づく階層別研修、労務・人事、経理・税務関係の研修、コミュニティワーク定着のための研修などを実施し、専門性の向上を図るとともに、各市町村社協における職場研修の定着・促進に努めます。
- ◆ 市町村社協への経営支援を充実していくために、各市町村社協のアセスメントシートを作成・活用し、各市町村社協への支援計画（方針）に基づいた個別支援を行います。

2. 市町村社協の事業充実

- ◆ 介護保険事業については、全社協介護サービス経営研究会への市町村社協の参加促進を図ります。また、この研究会が実施する介護サービス経営診断結果をもとに、実態把握や経営改善のための研修会や連絡会議などを実施し、在宅福祉サービスのより一層の推進を側面的に支援していきます。
- ◆ 市町村社協部会、地域福祉推進担当者会議、在宅福祉サービス連絡会議、社協運営地域包括支援センター*連絡会議などを開催し、事業充実に向けた支援を行います。
- ◆ 住民主体の地域福祉活動の推進やボランティア活動の振興を図ることを目的に、市町村社協、市民団体等の事業に対し、栃木県地域福祉振興基金を活用した支援を行います。





3. 活動促進のための調査・研究

- ◆ 県内の市町村社協の事業進捗状況、運営・事業実態を毎年調査（市町社会福祉協議会活動実態調査）し、そのデータ分析をもとに市町村社協に対する支援方策の検討等を行っていきます。
- ◆ 事業の見直しや新規事業の創設等のため、必要に応じて委員会・研究会等を組織し協議・検討します。

4. 関係団体との連携及び支援

- ◆ 市町村社協職員連絡協議会などと連携・協力して、市町村社協職員の資質向上、社協活動の研究等により一層取り組みます。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
地域福祉活動計画策定支援事業（策定率）	60%	70%	80%	90%	100%
小地域活動推進事業 （ふれあいサロン**数・県全体）	530か所	570か所	600か所	640か所	680か所
コミュニティワーク推進アクションプラン （仮称）	策定・推進		見直し		
市町社会福祉協議会活動実態調査	実施				

推進方策
1

福祉サービス利用者の権利擁護の充実

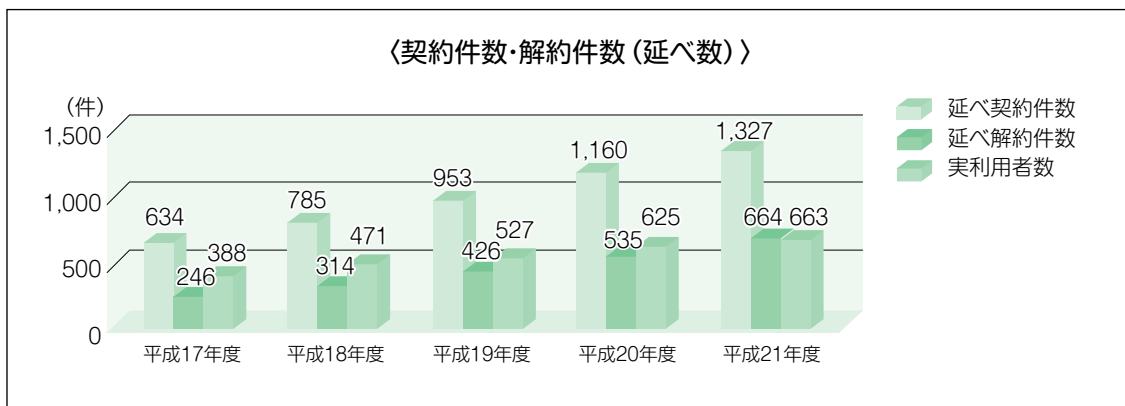
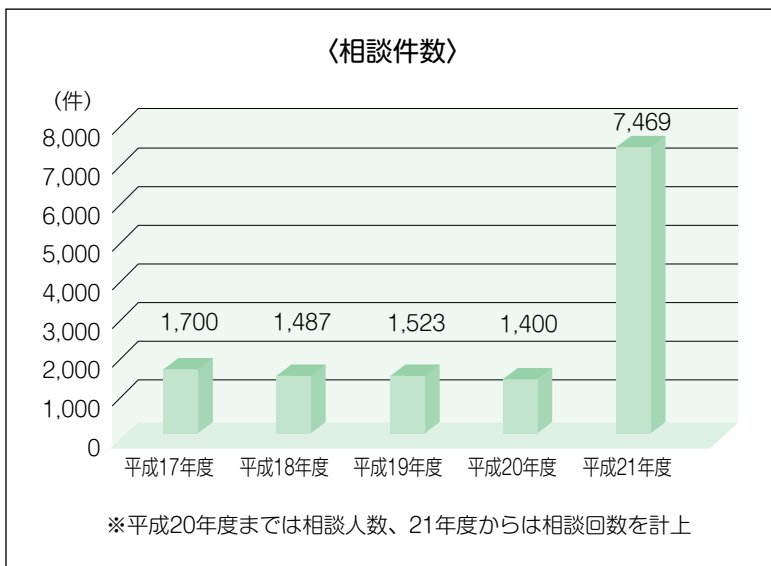
❖ 現状と課題

福祉サービスが利用者本位を旨とする利用者の選択制・契約制によって展開される中で、県社協では、日常生活自立支援事業（あすてらす）※を実施し、自らの判断で福祉サービスを利用することが難しい方がサービスを利用しようとする際の支援や金銭管理などの日常生活支援を行っています。

利用者は年々増加しており、利用者を支援する上での関係機関との調整及び専門員・生活支援員のマンパワーの確保及び資質の向上、さらに利用者の日常的な金銭管理におけるリスクマネジメント等の取組が必要です。

❖ 推進項目

1. 福祉サービス利用援助事業の推進
2. 事業従事者の資質の向上
3. 事業実施体制の充実強化



❖ 取り組みの方向

1. 福祉サービス利用援助事業の推進

- ◆利用者の自立支援のため基幹的社協*及び市町社協と協力しながら、福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。
- ◆本事業が効果的に実施できるよう、様々な機会や媒体を活用して県民や関係機関等に理解促進を図ります。

2. 事業従事者の資質の向上

- ◆本サービスの利用者及び関係機関との調整を行う専門員には、高度な社会福祉援助技術を有することが求められるため、ケースマネジメント*などの能力を強化するとともに、専門員同士の情報交換の場を設けるなど資質の向上を図ります。
- ◆利用者の支援に直接携わる生活支援員の資質の向上を図るため、対人援助技術の向上や利用者の理解を深めるための研修などを実施します。

3. 事業実施体制の充実強化

- ◆円滑な事業推進のために保健、医療、福祉、法律、金融などの関係機関との連携の強化を図ります。
- ◆適正に事業が実施できるよう基幹的社協の体制強化の支援に努めます。
- ◆住民に身近な市町を単位とした事業展開について検討します。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
新規契約件数	160件	170件	180件	190件	200件
生活支援員数	220人	230人	240人	250人	260人

推進方策
2

成年後見制度の活用促進

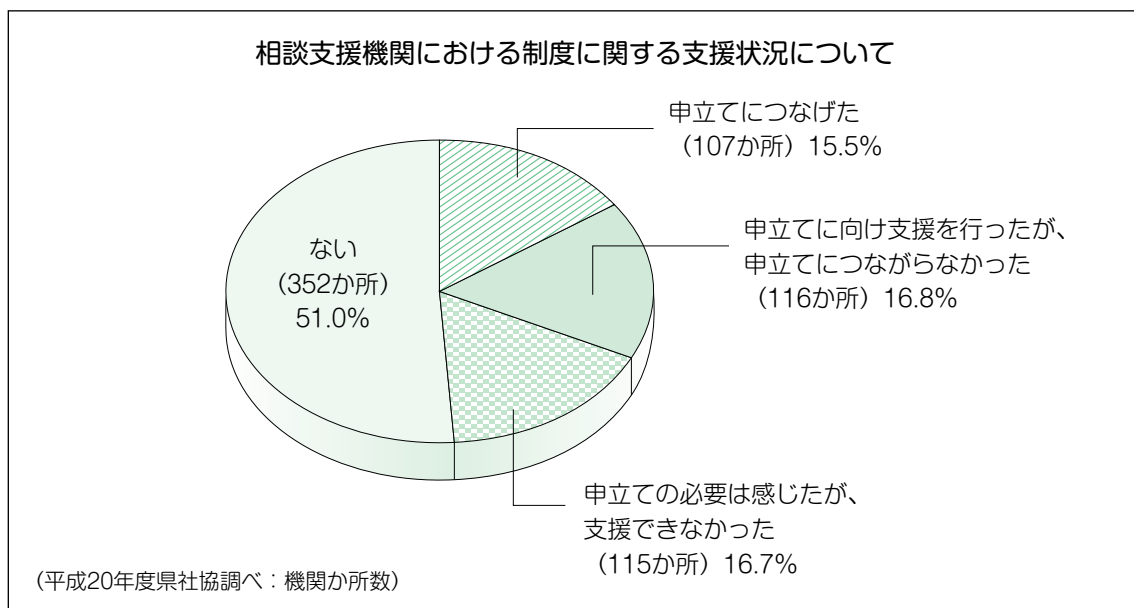
❖ 現状と課題

認知症、精神障害や知的障害などにより判断能力が不十分になった方が、日常生活の中で、適切に福祉サービスの利用ができなかったり、悪質商法や詐欺による被害など権利侵害を受けたりするケースが増えてきています。

このような中、本人の意思を尊重し、その望む生活を実現するため、地域における見守り活動とともに、本人の権利擁護を図るため成年後見制度*の円滑な利用を促進する必要があります。

❖ 推進項目

1. 成年後見制度にかかる啓発・相談の充実
2. 相談支援機関における取組の強化
3. 関係機関との連携体制の構築



❖ 取り組みの方向

1. 成年後見制度にかかる啓発・相談の充実

- ◆ 制度に関する相談に対応する窓口を設置し、相談支援機関や県民への相談支援に努めます。
- ◆ 制度の基本的内容について県民の周知を図るため研修会等を開催します。

2. 相談支援機関における取組の強化

- ◆ 市町社協、地域包括支援センター※、障害者相談支援センター等の相談支援機関における対応力の向上を図るため、それらの職員を対象に制度理解、ケース検討会、制度活用の具体的方法を学ぶ研修会を開催し、職員のスキルアップを図ります。
- ◆ 法人後見受任に向けた研修会の開催や栃木県地域福祉振興基金の活用により法人後見への取組を支援します。

3. 関係機関との連携体制の構築

- ◆ 成年後見制度の利用を支援する「リーガルサポートとちぎ」「ぱあとなあとちぎ」等の関係機関と連携を図り、本制度の活用促進に向けて協議、検討を行います。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
相談対応（随時）	実施	→			
スキルアップ研修会の開催（地区）	県北	県西	県東	県南	安足
連絡会議の開催（年6回）	実施	→			

推進方策
3

福祉サービス運営適正化の推進

❖ 現状と課題

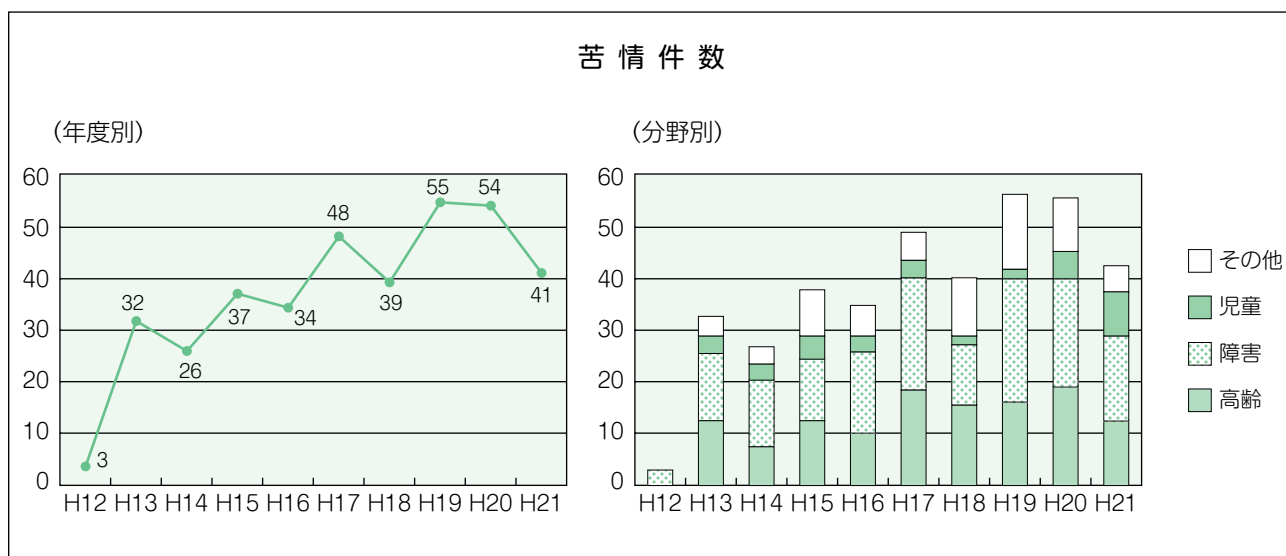
平成12年9月に発足した栃木県運営適正化委員会は、福祉サービスの苦情を適切に解決するとともに、日常生活自立支援事業*の適正な運営を確保することを目的に、第三者的機関として県社協に設置されています。また、当委員会の運営及び機能充実のために、県社協が事務局を担い、その円滑な運営を行っています。

福祉サービスへの苦情内容は多岐にわたっていますが、解決に至るまでには、様々な要因により困難を来す事例が増加しつつあります。利用者本位のサービスの実現に向け、福祉サービス事業者の苦情解決体制の強化を図るとともに、当委員会においても利用者本位を目指した柔軟かつ積極的な活動が求められています。

一方、利用者への福祉サービスに対する正しい理解と、適切な利用促進を図っていくための支援も求められています。

❖ 推進項目

1. 福祉サービスにおける苦情対応の充実
2. 日常生活自立支援事業の適正な運営の確保



❖ 取り組みの方向

1. 福祉サービスにおける苦情対応の充実

- ◆利用者等からの苦情申出について「苦情解決委員会」を開催し、適正な解決方法を検討します。
- ◆利用者や事業所が安心して苦情解決制度を利用することができるよう、利用者、家族、福祉サービス事業所等に対して幅広く周知を図ります。
- ◆巡回指導等を実施し、事業所内の苦情解決体制整備の推進に努めます。

2. 日常生活自立支援事業の適正な運営の確保

- ◆日常生活自立支援事業の円滑かつ適正な運営を確保するため「運営監視委員会」を開催するとともに、基幹的社協^{*}における事業実施状況について調査・助言・勧告を行います。
- ◆日常生活自立支援事業^{*}に関する苦情申出内容について検討を行い、迅速・適切な対応に努めます。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
苦情の適正な解決	随時	→			
広報・啓発活動	随時	→			
研修会の開催	年1回開催	→			
苦情解決体制整備の推進（巡回指導の実施）	年10か所実施	→			
日常生活自立支援事業の運営監視	全基幹的社協に実施	→			

推進方策
4

福祉サービスの質の向上の支援

❖ 現状と課題

福祉サービス第三者評価事業は、評価を実施することによる事業所の提供するサービスの質の向上、また、評価結果の公表による県民へのサービス選択のための適切な情報提供という2つの目的があります。

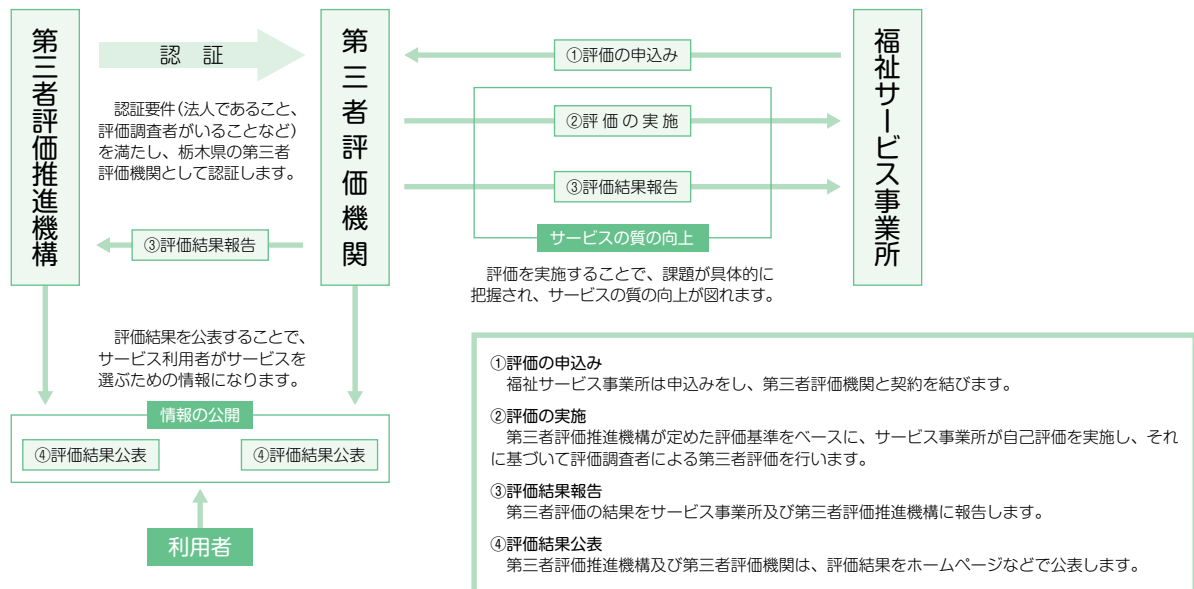
平成17年度から県社協内にとちぎ福祉サービス第三者評価推進機構を設置し、県内施設の評価を実施する評価機関の認証、評価基準の改定や新規作成、手法の見直しを行うとともに、毎年評価調査者の養成・継続研修を実施し、評価調査者の人材確保と質の向上に取り組んできました。

本事業に関して、事業所や関係機関から概ね制度への理解は得ているものの、第三者評価を自主的に受審する事業所はまだ少ないのが現状であり、今後は事業所がより積極的に第三者評価を受審し、その結果を活用できるよう環境整備を進めていくことが課題です。

また、地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム）を対象とした外部評価事業においては、評価調査員の確保及び資質の向上を図り、評価機関としてのさらなる質の向上を図る必要があります。

❖ 推進項目

1. とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構の充実
2. 地域密着型サービス外部評価事業の推進



❖ 取り組みの方向

1. とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構の充実

- ◆受審事業所の増加に向けて、評価機関や行政、関係機関等と連携をしながら、福祉サービス第三者評価事業の普及啓発に努めます。
- ◆評価調査者の研修を通して、評価に必要な知識や技術を高め、評価調査者の資質の向上に取り組みます。
- ◆未策定の評価基準を策定し、評価対象サービスを広げるとともに、公正・中立性を確保しサービスの質の向上につながる評価手法を検討します。

2. 地域密着型サービス外部評価事業の推進

- ◆外部評価の目的が達成されるよう評価調査員の確保、資質の向上に努めます。
- ◆事業所・県民から信頼される評価機関を目指します。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
評価の手法、評価基準等の検討・見直し	手法検討	手法見直し	基準検討	基準見直し	手法・基準検討
第三者評価の実施	10件	15件	20件	25件	30件
地域密着型サービス外部評価 (実施目標事業所数)	60件	90件	60件	90件	60件



推進方策
1

福祉人材の確保と定着

❖ 現状と課題

平成21年10月に県で実施した「介護職員実態調査」結果によると、40.2%の施設・事業所が、介護職員が不足傾向にあると回答しています。また、全職員の過去1年間の離職率は20.9%と高い状況にあり、そのうち「勤務1年未満」で離職した者が48.0%、「勤務3年未満」で離職した者は全体の77.7%を占めており、短い勤務年数で離職する者が多いことが明らかになりました。

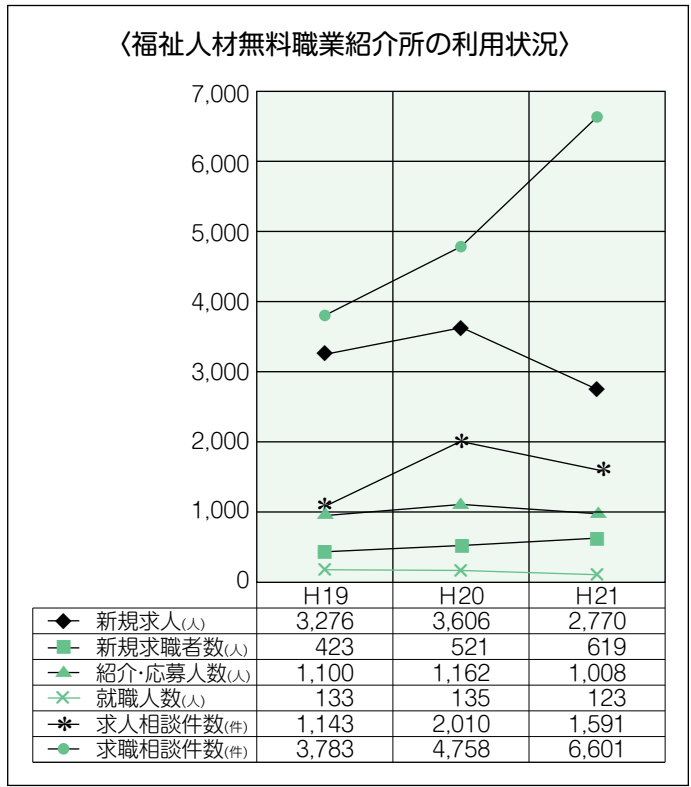
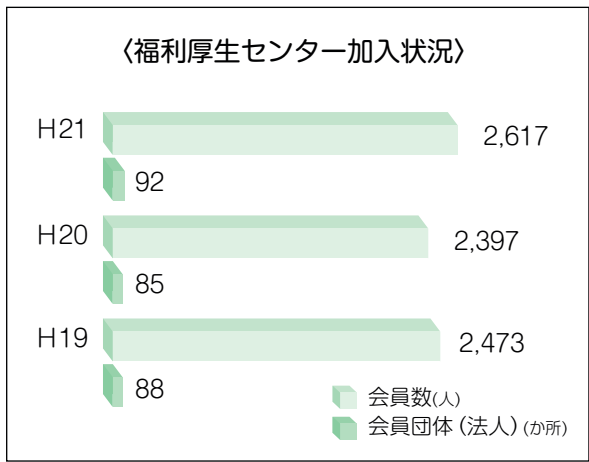
少子高齢化、人口減少社会において、労働力人口が今後も引き続き減少が見込まれる中で、福祉分野における労働力需要は着実に増え続けることから、福祉人材の慢性的人材不足の状況は、これからも続くことが確実視されており、今後さらに拡大する福祉サービスへのニーズに的確に対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、喫緊の課題となっています。

平成19年8月、「福祉人材確保指針」が見直され、その中で、「潜在的有資格者等の参入の促進」と、「多様な人材の参入・参画の促進」について、就業の働きかけ・就業支援と、就業後の定着に向けた取組を中心に、県社協福祉人材センターが取り組むべき役割が明記されました。

不足する福祉人材の確保のためには、事業者団体、職能団体、教育・研修実施機関、行政等と連携しながら、新たな人材の参入促進及び既に働いている人材の定着のための取組をさらに進めていくことが求められています。

❖ 推進項目

1. 福祉人材の参入促進
2. 就労への支援と人材確保の促進
3. 職場定着への支援



❖ 取り組みの方向

1. 福祉人材の参入促進

- ◆質の高い若年層等の参入を促進するため、介護福祉士養成施設の学生に対し修学資金の貸付を行います。
- ◆福祉職に興味・関心のある方が、その適性を把握し、福祉職への理解を深められるよう、社会福祉施設で職場を体験する機会を提供します。
- ◆ハローワーク等県内各地で出張相談等を行い、センターの周知と広く福祉職に関する情報提供等に努めます。

2. 就労への支援と人材確保の促進

- ◆無料職業紹介事業においてより多くの求職者を就労に結びつけるため、求職登録者への継続的な関わりを通して、その希望や状況等に応じた、きめ細かな支援に努めます。また、求人開拓を行い、事業の充実を図ります。
- ◆福祉職への就労希望者を対象に、福祉職の現状や就職活動の基礎的な知識の理解を図るためのセミナーを開催するとともに、求人施設・事業所との面談会を県内各地で開催します。
- ◆求人施設・事業所へ応募する意志のある方を対象に、当該施設・事業所において体験研修を行う機会の提供に努め、ミスマッチの低減を図ります。

3. 職場定着への支援

- ◆社会福祉法人福利厚生センター「ソウェルクラブ」栃木事務局として、未加入法人への個別訪問を行い、加入の促進を図るとともに、地域に密着した本県独自の会員交流事業などの実施を通して、社会福祉事業従事者の福利厚生の充実を図ります。
- ◆新規就労者等の離職防止を図るため、職場への巡回による相談支援等を実施します。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
人材の参入促進：新規求職登録者数	650人	670人	690人	710人	730人
人材の確保：採用人数	130人	140人	150人	160人	170人
定着促進：福利厚生センター加入会員数	2,800人	2,850人	2,900人	2,950人	3,000人

推進方策
2

福祉従事者の研修の充実

❖ 現状と課題

少子・高齢化が急速に進み、福祉の担う役割がますます増大・多様化する中で、福祉事業者等が質の高いサービスを継続的に提供していくことが大きな課題であり、その実現のためには、福祉サービスに従事する職員の資質を向上させていくことが不可欠となっています。

また、各施設・事業所が、働きがいのある、魅力ある職場づくりの一環として、OJT※、OFF-JT※、SDS※といった職場研修の活用等による福祉従事者のキャリアアップの仕組みを構築することは、福祉人材確保や離職防止対策としても、重要かつ喫緊の課題となっています。

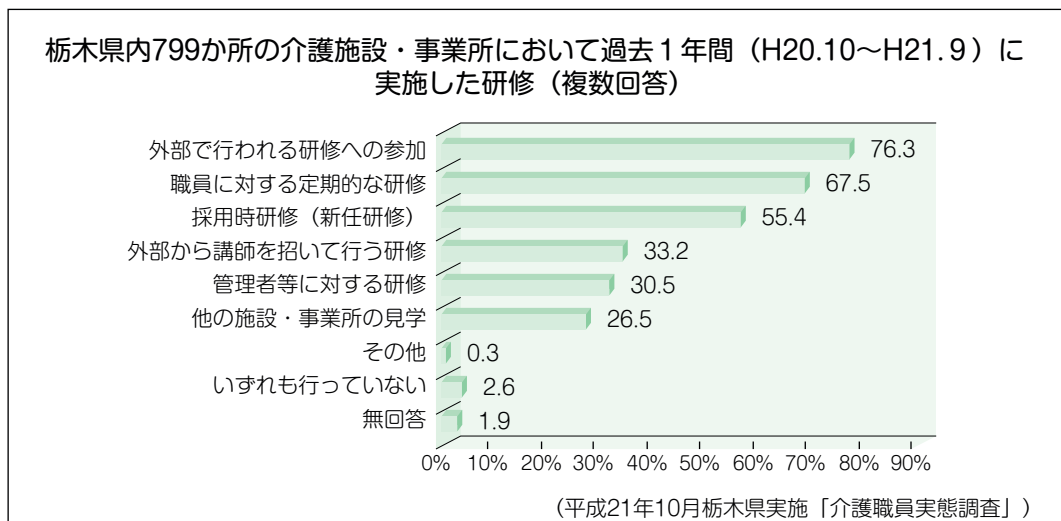
平成21年10月に県で実施した「介護職員実態調査」結果によると、過去1年間の研修実施状況では、95.5%の施設・事業所でなんらかの研修を実施しており、実施した研修としては、外部研修への参加が76.3%と最も多く、次いで67.5%が定期的に施設内で研修を行っている状況でありました。

このような中、県社協には、引き続き各種研修の実施を通して、各施設・事業所の取組を支援していくことが求められています。

なお、県からの委託による社会福祉従事者専門研修については、研修回数が減少してきており、今後とも研修レベルを維持していくためには、研修内容等の見直しと併せて、受講料徴収についても検討していくことが必要となっています。

❖ 推進項目

1. 専門研修の充実
2. 独自研修の充実



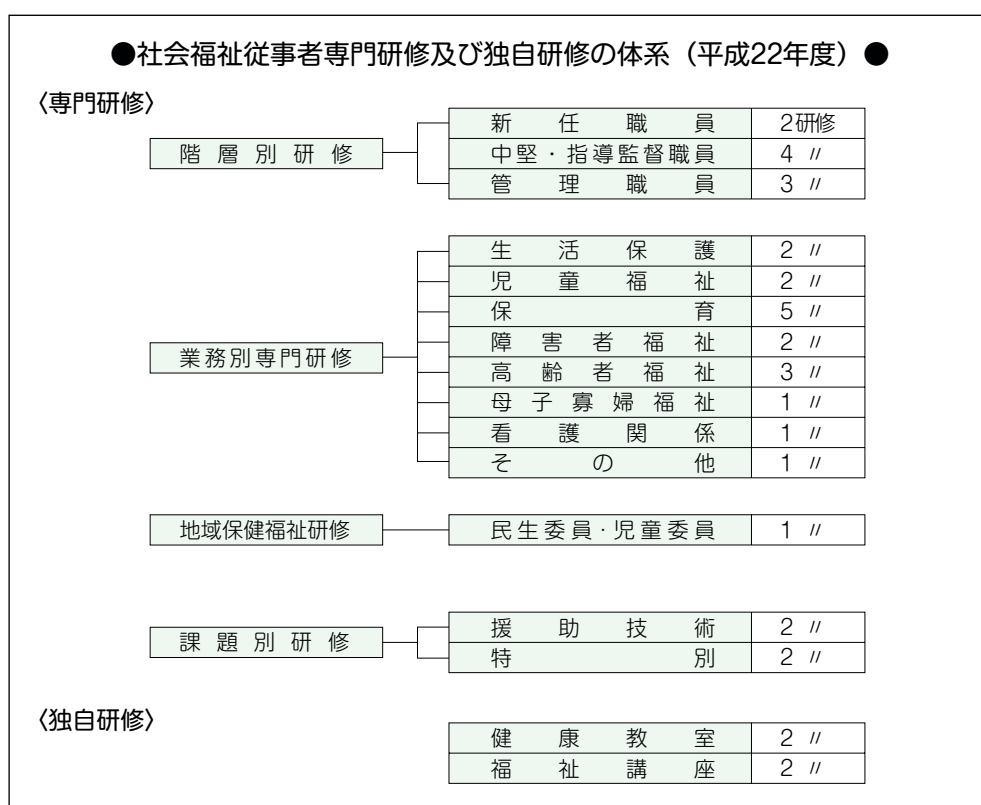
❖ 取り組みの方向

1. 専門研修の充実

- ◆社会福祉事業従事者のニーズや時宜にかなったテーマを設定するとともに、適切な講師の選定や研修技法の活用などにも留意しながら、活用度の高い研修をより効果的に実施します。
- ◆継続的に知識・技術等を高める機会を提供できるよう、適宜研修体系の見直しを県に求めるとともに、受益者負担の観点から、受講料の徴収についても県とともに検討を進めていきます。

2. 独自研修の充実

- ◆社会福祉従事者が健康で働くことができるよう開催している「健康教室」については、その興味・関心やニーズに応じ、効果の高いテーマによる研修を実施します。
- ◆社会福祉従事者がより質の高いサービスの提供ができるよう開催している「福祉講座」については、福祉現場のニーズや時代の要請に応じ、先進的知識や技術、最新情報などの活用度の高いテーマによる研修を実施します。



❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
専門研修：受講者数	3,200人	3,300人	3,400人	3,500人	3,600人
独自研修：受講者数	230人	250人	250人	270人	270人

推進方策
1

貸付事業等による自立支援

❖ 現状と課題

近年の社会情勢を反映して経済的な支援を求める相談は増加してきており、貸付事業等の役割は一層重要となってきています。地域住民の経済的問題は地域の福祉課題の一つであり、問題解決のために関係機関が連携し、低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等の自立を支援することは、活力ある地域づくりにつながります。

県社協では、資金の貸付、交付事業を実施し、市町社協や関係機関との連携により対象者（世帯）の自立支援を行っています。

今後、変化していく社会情勢と、多様化かつ深刻化するニーズに対応するため、市町社協や関係機関との連携を強化し、ケースに応じたきめ細かな個別支援体制が求められています。

❖ 推進項目

1. 生活福祉資金*貸付事業等の推進
2. 交付事業による自立支援

資金の種類	貸付けの内容
総合支援資金	失業等により日常生活全般に困難を抱えることとなった世帯の生活費及び一時的な資金
福祉資金福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために必要な一時的な費用
福祉資金緊急小口資金	緊急かつ一時的に必要な少額の費用
教育支援資金	高校・短大・大学・高専・専門学校の就学費・入学支度費
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保とした低所得の高齢者世帯向けの生活資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保とした要保護の高齢者世帯向けの生活資金

❖ 取り組みの方向

1. 生活福祉資金貸付事業等の推進

- ◆生活福祉資金貸付事業においては、制度が低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対するセーフティネット施策の一つとして位置付けられていることから、市町社協や民生委員、関係機関・団体等との連携による、効果的な支援に取り組みます。
- ◆一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得もしくは要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援します。

2. 交付事業による自立支援

- ◆既存の施策をもって救済しえない切実な問題を抱える者に対して、愛の基金交付事業*を活用するとともに、関係機関と連携の上、効果的な支援を行います。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
生活福祉資金貸付事業	当年度償還率 50%	当年度償還率 50%	当年度償還率 53%	当年度償還率 53%	当年度償還率 55%
生活福祉資金（不動産担保型生活資金）	貸付件数 3件	貸付件数 3件	貸付件数 5件	貸付件数 5件	貸付件数 5件
生活福祉資金 （要保護世帯向け不動産担保型生活資金）	貸付件数 6件	貸付件数 6件	貸付件数 9件	貸付件数 9件	貸付件数 12件



推進方策
1

社会福祉施設経営支援・団体支援

❖ 現状と課題

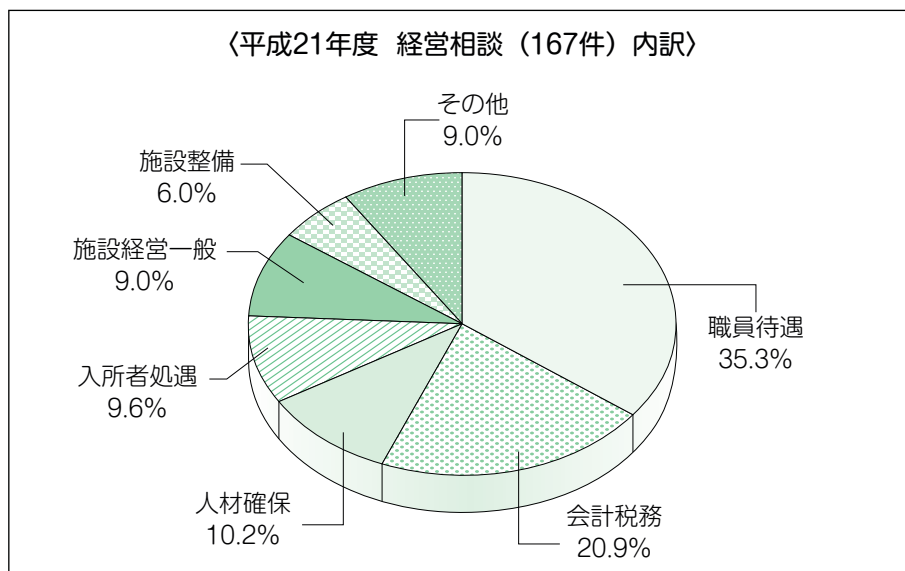
社会福祉事業経営者は、多様化する福祉ニーズに応じて利用者により質の高いサービスを提供していく責務があり、そのためにはより一層、安定的、持続的な施設経営に努めることが求められます。また、社会福祉法人会計基準の改正も予定されており、新基準に基づく効率的で透明性のある会計処理を目指す必要があります。

県社協には、財務・経理・税務、人事・労務、法務などの個別相談や研修などを通じて広範な分野にわたり、法令制度の改正等に即応した経営支援を実施することが求められています。

また、県社協では、7つの施設種別による協議会（種別協議会）の事務を受託しており、それぞれの種別協議会との連携を図りながら運営支援を行っていますが、受託事務の多様化、高度化が進んでいることから、県社協における種別協議会の位置付けや支援の在り方について検討していく必要があります。

❖ 推進項目

1. 福祉施設経営指導事業の実施
2. 社会福祉施設経営者協議会への支援
3. 社会福祉施設団体への支援



❖ 取り組みの方向

1. 福祉施設経営指導事業の実施

- ◆ 法律や制度の改正等によりニーズが高まるとされる相談内容について、重点的に対応するための相談日を開設するとともに、各種の相談にも常時対応できるよう専門家等による相談体制を整備します。
- ◆ 社会福祉事業経営者を対象とした、経営者としての経営能力や管理能力の向上に関する研修会を開催します。
- ◆ 国の動向などの最新情報をタイムリーに提供します。

2. 社会福祉施設経営者協議会への支援

- ◆ 県内の社会福祉施設経営者が会員となって組織する社会福祉施設経営者協議会が実施する各種事業（研修会、相談活動、情報提供など）について、企画立案や経理事務などへの支援により、円滑な運営を推進します。

3. 社会福祉施設団体への支援

- ◆ 各種別協議会がさらに自主的な活動ができるように運営を支援するとともに、より効果的、効率的な事務受託の方法について各種別協議会とともに検討を進めます。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
経営相談	実施	→			
研修会の開催	5回	→			
情報提供	実施	→			

推進方策
1

組織体制の充実

❖ 現状と課題

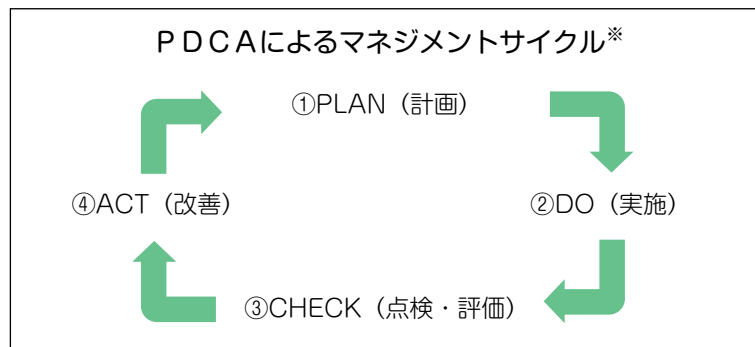
理事会、評議員会は県社協の意思決定に関わる重要な機関です。県社協に求められる役割が多様化する中で、福祉に関する専門性のみならず、事業経営の判断にあたって様々な専門性が求められており、法人執行体制の強化の観点からも、理事会、評議員会の機能をより効率化する必要があります。

また、会員相互の連絡を図り、共通の事項について研究協議を行うことを目的とする部会については、新たな福祉課題への対応を議論していくとともに、その位置付けについても明確化する必要があります。

さらに、福祉分野が広がりを見せ、その環境が常に変化している中、高度な専門性と幅広い視野をもった事務局職員の育成とともに、効果的な業務執行が図れるよう機能的な事務局体制の再編成も重要な課題となっています。

❖ 推進項目

1. 理事会・評議員会等機能の強化
2. 事務局体制の強化
3. 職員の資質の向上
4. 危機管理*体制の強化



❖ 取り組みの方向

1. 理事会・評議員会等機能の強化

- ◆理事会、評議員会の活性化を行うとともに、定例会議のほか、日常の法人運営、業務執行について定期的な情報提供に努めます。
- ◆県社協の組織機能強化のため、部会組織の活性化について検討します。

2. 事務局体制の強化

- ◆事業点検・評価^{*}を定期的実施し、最小の経費で最大の効果が得られるよう執行体制の強化に努めます。
- ◆衛生委員会^{*}を定期的開催し、適切な労働環境の整備に努めます。

3. 職員の資質の向上

- ◆職員の専門性の向上を図るため、福祉関係資格取得に際しての必要経費の一部を助成するなど、資格取得の促進を図ります。
- ◆職員の能力開発や専門性の向上のため、県など他団体・機関への派遣研修を進めるほか、計画的な受講管理を行うため、本会独自の職員研修の体系化を進めます。

4. 危機管理体制の強化

- ◆「災害対応マニュアル」に基づき、災害発生時の役割分担の周知徹底を図るとともに、平常時の対策（訓練等）を定期的実施します。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
事業点検・評価	手法及び対象事業の見直し・実施	→			

推進方策
2

運営基盤の強化

❖ 現状と課題

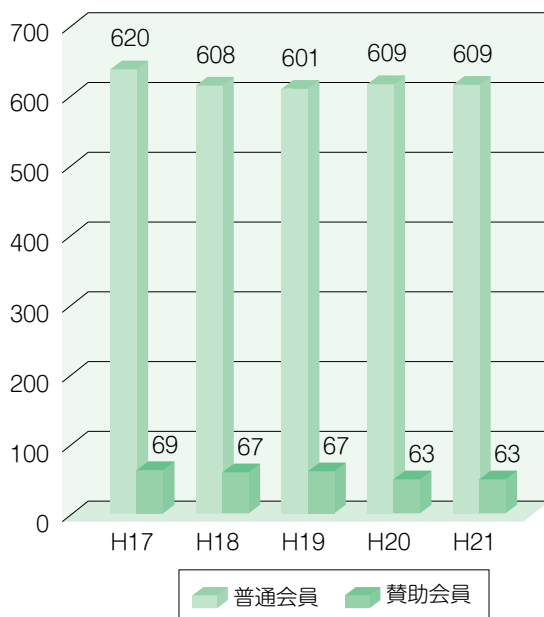
様々な福祉課題が顕在化する今日、福祉ニーズに対する、より迅速で的確な取組が求められる一方、補助金等の公費財源は年々削減の傾向にあります。健全な活動の運営のためには財源の確保は重要であり、とりわけ補助金・受託金の額に左右されることなく安定した事業を推進していくためには、内部管理経費の一層の節減と自主財源の確保が必要となります。

なお、「とちぎ未来開拓プログラム」（集中改革期間：平成21年～平成24年）によって、栃木県が財政の健全化に取り組んでおり、今後も補助金及び受託金収入の減少が見込まれることから、一層の自主財源確保に努める必要があります。

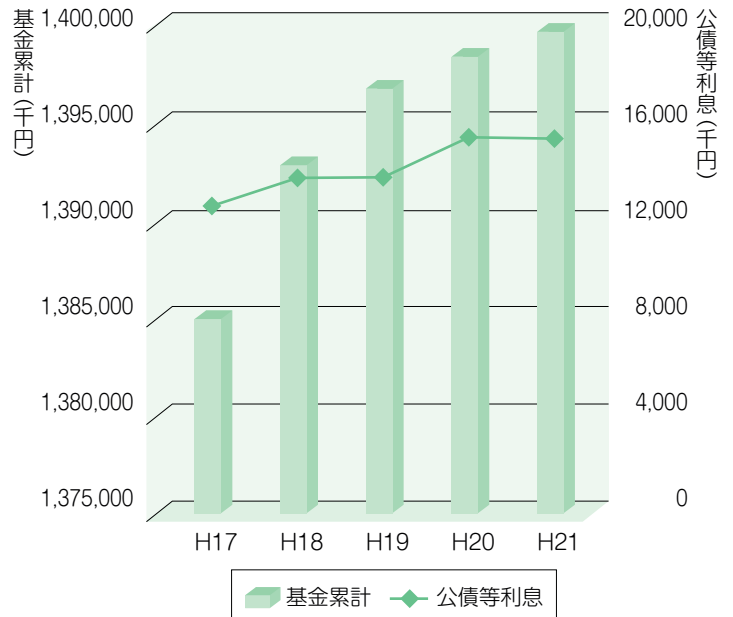
❖ 推進項目

1. 会員確保の促進
2. 財源の確保

〈会員数の推移〉



〈栃の実基金〉



❖ 取り組みの方向

1. 会員確保の促進

- ◆多様な関係機関・団体と協働した本会事業の展開を図るため、会員区分の見直しを検討し、また、地域福祉や社協事業への関心を高める観点からも、社会福祉施設等への積極的な入会勧奨、新規会員の獲得に取り組みます。
- ◆会員サービスの充実に努めるほか、会員に対し、事業の成果等の情報提供を適切に行い、本会の活動に対する理解促進に努めます。

2. 財源の確保

- ◆栃木県地域福祉振興基金（栃の実基金）*について、市場情報の収集を図りながら、効果的な公債の取得・運用を行い、民間福祉活動やボランティア活動等への安定的な財源の確保に努めます。
- ◆福祉関係図書の斡旋手数料、広報紙等の広告料、駐車場管理収益等について、貴重な自主財源として、収入の確保のための積極的な取組を行います。
- ◆地域福祉推進のための財源である共同募金配分金や各種助成金の有効活用を図ります。
- ◆各事業の実施にあたっては、事業効果の検証とともに、さらなるコスト意識の徹底を行いながら取り組むこととします。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
会員確保の促進	入会勧奨 新規会員の獲得	→			





経営の透明性の確保

❖ 現状と課題

地域福祉の推進役として社会的責任を有するとともに、公費や会費を主な財源としている県社協において、経営の透明性を図ることは当然の責務です。そのための積極的な情報の公開や適切な苦情対応は、福祉サービス利用者の利益の保護に資するとともに、組織運営の健全性を県民や会員に対して明らかにし、組織としての信頼性を向上させることにつながります。

また、取得情報の適正な保管及び管理という観点から、個人情報の取り扱いについては、内部規程を遵守し、職員各自の周知徹底された取組が必要です。

❖ 推進項目

1. 情報公開の推進
2. 個人情報保護体制の推進
3. 苦情への適正な対応



❖ 取り組みの方向

1. 情報公開の推進

- ◆ 公的財源の有効な活用を図り、ホームページや広報紙などを活用した財務内容等の積極的な情報公開を推進するとともに、外部監査の実施など経営の透明性の確保に努めます。
- ◆ 情報公開制度に対応した組織的な文書管理と情報の整備を徹底し、情報開示請求への対応を図ります。

2. 個人情報保護体制の推進

- ◆ 個人情報について、県社協個人情報保護規程に基づき、福祉サービスの利用支援、生活困窮者への福祉資金の貸付等の情報管理を徹底し、漏えいを防止します。

3. 苦情への適正な対応

- ◆ 社会福祉法第82条の規定に基づく県社協の福祉サービスに関する利用者からの苦情受付体制を利用者に周知するとともに、速やかに対応できる環境を保ち、受け付けた苦情の適切な解決に努めます。

❖ 実施計画（目標）

事業内容	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
外部監査の実施	—	実施	—	—	実施

第4章 参 考

活動推進計画（第2期）

用語解説 (50 音順)

※このページは本書中に掲載された語句(用語や事業名など)について、50音順に解説しています。

[あ行]

◆愛の基金交付事業 (P35)

社会的な援護を必要とする方のうち、法的援護等によって救済しえない方に対し、基金を交付することにより、その再生意欲を助長する事業。

◆衛生委員会 (P39)

労働安全衛生法第18条の規定に基づき、特定の規模の事業所ごとに設置を義務付けられた委員会。労働者の健康障害を防止するため、対策等を調査審議し、事業者に意見を述べる役割を担う。

◆SDS (P32)

Self-Development-Systemの略。

職員の職場内外での自主的な自己啓発活動を職場として認知し、経済的・時間的な援助や施設の提供などを行うもの。

◆OFF-JT (P32)

Off-the-Job Trainingの略。

職務命令により、一定期間日常職務を離れて行う研修。職場内の集合研修と職場外研修への派遣の2つがある。

◆OJT (P32)

On-the-Job Trainingの略。

職場の上司(先輩)が、職務を通じて、又は職務と関連させながら、部下(後輩)を指導・育成する研修。

[か行]

◆基幹的社協 (P23、27)

福祉サービス利用援助事業を広域で実施する市社協。県内に13か所設置されている。

◆危機管理 (P38)

大地震などの自然災害や、不測の事態に迅速・的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸策で、組織活動の早期回復と被害の最小化を目的とした事前対策と緊急時・復旧時に実施する緊急事態への対応をいう。

◆ケースマネジメント (P23)

福祉サービス利用者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを充足させるため、適切な社会資源と結びつける手続き。

◆コミュニティワーク (P21)

社会福祉援助技術(ソーシャルワーク)の一つ。社会福祉援助技術は、「直接援助技術」と「間接援助技術」に大分され、コミュニティワークは、「間接援助技術」に入る。一般的には、一定の地域社会で生じてくる生活課題を地域住民が主体となって解決できるよう、コミュニティワーカーが側面的援助を行う過程及びその方法・技術。〔地域福祉事典：日本地域福祉学会：2006〕

[さ行]

◆事業点検・評価 (P39)

P D C Aサイクルにおける点検・評価 (check) のプロセス。

◆小地域福祉活動 (P21)

小学校区・中学校区など身近な生活圏域において、地域住民の参加により行われる地域の要支援者への見守り活動や様々な助け合いのこと。

◆生活福祉資金（P34、35）

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする事業。

◆成年後見制度（P24、25）

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力を十分発揮できない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を保護し、支援する制度で、平成12年4月から施行されている。

判断能力の程度などにより「後見」「保佐」「補助」の3つに区分される「法定後見制度」と、判断能力がある時にあらかじめ代理人を選任し任意後見契約を結んでおく「任意後見制度」がある。

【た行】

◆地域福祉活動計画（P21）

地域福祉の推進を目的として、市町村社会福祉協議会など地域の民間団体が作成する計画で、行政が作成する地域福祉計画とは、連携・補完の関係にある。

◆地域包括支援センター（P21、25）

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、①総合相談支援、②権利擁護、③包括的、継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントを担い、地域で高齢者を支える中核機関として各市町村に設置されている。保健師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士等が配置され、お互いに連携を取りながら、総合的な支援を行う。

◆栃木県地域福祉振興基金（愛称：栃の実基金）（P21、41）

地域における民間活動の推進及びボランティア活動の推進を図るため、安定的な財源を確保することを目的に、昭和56年に本会に設置された基金。運用から生まれる果実（利子）を、地域における民間活動の推進とボランティア活動の振興を図るための財源として活用している。

【な行】

◆日常生活自立支援事業（P22、26、27）

社会福祉法第81条の規定に基づき、認知症の高齢者、知的障害者や精神障害者等が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等をする事業。「あすてらす」は栃木県における本事業の愛称。

【は行】

◆PDCAによるマネジメントサイクル（P38）

典型的なマネジメントサイクルの一つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施する。最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

◆プラットフォーム（P10、11）

直訳すると壇、舞台のこと。関係者で課題を共有する場をつくり、課題解決のための支援機関等と一緒に取り組む仕組み。共通の土台。

◆ふれあいサロン（P21）

地域で生活している高齢者や障害者、子育て世帯の人たちが、身近な地域において、気軽に出かけて仲間づくりをしたり、一緒に食事をしたりするなど、自由な雰囲気のもとで、ふれあい・交流できる場のこと。

栃木県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 今後の地域福祉の充実を図るため、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の活動推進計画を策定することを目的に、活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 市町社会福祉協議会
- (2) 社会福祉施設
- (3) 社会福祉関係団体
- (4) ボランティア
- (5) 医療・保健
- (6) 法律
- (7) 教育
- (8) 行政
- (9) 学識経験者
- (10) その他委員として適当と認められる者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委員会の目的達成により終了するものとする。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、本会の組織及び活動等を検討するとともに、活動推進計画を策定するものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を統括し、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月7日から施行する。

この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

栃木県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会（第2期）

◆委員名簿

（敬称略）

No	氏名	所属	役職	県社協における 役職	備考
1	山岡美和子	足利市社会福祉協議会	会長	副会長 社協部会長	市町社協
2	風間嘉信	栃木県保育協議会	会長	理事 社会福祉施設部会長	社会福祉施設
3	亀山久美枝	栃木県身体障害者団体 連絡協議会	事務局長		社会福祉 関係団体
4	今井正	栃木県民生委員児童委員 協議会	常務理事兼 事務局長		社会福祉 関係団体
5	佐藤篤男	栃木県共同募金会	常務理事兼 事務局長	監事	社会福祉 関係団体
6	小西久美子	栃木県ボランティア 連絡協議会	会長	理事	ボランティア
7	川田英樹	とちぎリハビリテーション センター	所長		医療・保健
8	阪口勉	栃木県弁護士会	弁護士		法律
9	市村博美	栃木県教育委員会 事務局学校教育課	課長補佐		教育
10	新村一男	栃木県保健福祉部 医事厚生課	課長補佐		行政
11	小林雅彦	国際医療福祉大学	教授	評議員	学識経験者
12	佐々木英明	栃木県自治会連合会	会長		その他
13	廣澤敬行	栃木県社会福祉協議会	常務理事	常務理事	

◆開催経過

- 平成22年10月21日 第1回委員会 策定要領について
計画の骨子（案）について
- 12月16日 第2回委員会 計画の素案について
12月24日～ 素案への意見聴取（ホームページ上）
- 平成23年1月21日
- 平成23年2月9日 第3回委員会 素案に係る意見への回答について
計画（案）について

栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第2期）

発行：平成23年3月

発行者：社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

〒320-8508

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

TEL 028-622-0524 FAX 028-621-5298

栃木県社会福祉協議会活動推進計画(第2期)
(平成23年度～平成27年度)

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

